

茨木市ブランドメッセージの使用に関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市ブランドメッセージ（ロゴ単体を含む。以下「ブランドメッセージ」という。）を行政目的外で使用する場合について必要な事項を定めることにより、ブランドメッセージの適切な活用を図り、もって本市のシティプロモーションの推進及びまちづくりに参加する機運の醸成に資することを目的とする。

(ブランドメッセージのデザイン)

第2 ブランドメッセージのデザインは、市長が別に定める。

(ブランドメッセージに関する権利)

第3 ブランドメッセージに関する一切の権利は、本市に帰属するものとする。

(使用基準)

第4 行政目的外でブランドメッセージを使用することができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団と密接な関係にある者でないこと。

2 行政目的外でブランドメッセージを使用することができる場合は、茨木市のシティプロモーションの推進又はまちづくりに参加する機運の醸成につながる場合のうち、次に掲げるいずれにも該当しないときとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 政治的目的又は宗教的目的を有すると認められるとき。
- (3) 本市の信用又は品位を害するものと認められるとき。
- (4) 特定の個人、団体、法人（本市を除く。）又は商品を支援し、若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められるとき。ただし、シティプロモーションの推進に特に効果があると認められる場合は、この限りではない。
- (5) 優良誤認や産地偽装等、消費者の誤解を招き、又は利益を害するおそれがあると認められるとき。
- (6) ブランドメッセージのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(営利目的による使用及び使用期間)

第5 営利目的によるブランドメッセージの使用とは、商品等にブランドメッセージ

を使用し、当該商品等を有料にて販売し、利益を得る場合とする。

2 ブランドメッセージを営利を目的として使用しようとするもの（以下「営利使用者」という。）がブランドメッセージを使用することができる期間は、最長2年間とする。

（使用料）

第6 ブランドメッセージの使用料は無料とする。

（使用の承認の申請）

第7 営利使用者は、茨木市ブランドメッセージ使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に事前に申請しなければならない。

(1) 市税の滞納がないことを証明する書類

(2) 茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年4月1日実施）に規定する誓約書

2 市長は、前項の規定により申請書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（使用の承認決定等）

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用を承認することが適当と認めたものについては、申請者に対し茨木市ブランドメッセージ使用承認通知書（様式第2号）により申請者に対し通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、使用を承認することが適当でないと認めたものについては、申請者に対しその理由を付して、茨木市ブランドメッセージ使用不承認通知書（様式第3号）により通知する。

3 市長は、第1項の承認をするときは、必要な条件を付すことができる。

（使用の報告）

第9 第8第1項の使用承認通知を受けた者及びブランドメッセージを営利を目的とせず使用する者（第10において「使用者」という。）は、ブランドメッセージの使用開始後1月以内に茨木市ブランドメッセージ使用報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（使用者の順守事項）

第10 使用者は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) 使用にあたっては、市長が別に定めるマニュアルに従い、適正に使用すること。

(2) 承認を受けた使用の範囲を逸脱しないこと。

(3) ブランドメッセージを独占的に自己のものとして、商標や意匠に使用しないこと。

(4) 市長が必要に応じて行う照会に応じること。

(使用の承認の変更)

第11 営利使用者は、第8の規定により承認を受けた内容を変更しようとするときは、第7に準じて茨木市ブランドメッセージ使用変更承認申請書(様式第5号)を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の変更承認申請があった場合、その内容を審査し、変更を承認することが適当であると認めるときは、市長は、第8に準じて、茨木市ブランドメッセージ使用変更承認通知書(様式第6号)により通知する。

3 市長は、前項の審査の結果、変更を承認することが不適当であると認めるときは、茨木市ブランドメッセージ使用変更不承認通知書(様式第7号)により通知する。

(使用の中止)

第12 営利使用者が使用を中止する場合は、速やかに茨木市ブランドメッセージ使用中止届(様式第8号)を提出しなければならない。

(使用の承認の取消し)

第13 市長は、営利使用者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消すことができる。この場合において、市長は、茨木市ブランドメッセージ使用承認取消通知書(様式第9号)により営利使用者に対し通知する。

(1) 第8第3項の規定により市長が付した条件に違反したとき。

(2) 第7第1項又は第11第1項に規定する申請の内容に虚偽があったとき。

(3) 第10に規定する順守事項に違反したとき。

2 前項の規定により取消通知を受けた者(第13において「使用を取り消された者」という。)は、当該取り消された使用の承認に係る物件のうち、ブランドメッセージを使用したもの(第13において「使用物件」という。)の使用の中止(販売品にあっては販売の中止)をしなければならない。

3 市長は、使用を取り消された者に対して、使用物件の回収を求めることができる。

4 前項に規定する使用物件の回収に要する費用のほか、使用の承認の取消しに伴い発生する一切の費用は、使用を取り消された者が負担するものとする。

(使用等の公表)

第14 市長は、次に掲げる事項を本市のホームページに掲載するものとする。

(1) 第8第1項及び第11第2項に規定する使用承認の内容

(2) 第9に規定する使用報告書の内容

(3) 第13第1項に規定する使用承認の取消しの内容

(損害賠償)

第15 市長は、ブランドメッセージの使用の承認の取消しその他のブランドメッセージの使用により生じた損害に対していかなる責めも負わないものとする。

(その他)

第16 この要綱に定めるもののほか、ブランドメッセージの使用について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月24日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年7月30日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市ブランドメッセージの使用に関する要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市ブランドメッセージの使用に関する要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

様式第1号（第7関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

茨木市ブランドメッセージ使用承認申請書

茨木市ブランドメッセージを使用したいので、次のとおり申請します。

利用にあつては「茨木市ブランドメッセージの使用に関する要綱」を順守
します。

1 使用目的

2 使用物件（品目などを具体的に）

3 使用場所及び使用数量

4 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5 担当者名及び連絡先

〔同意〕

茨木市ブランドメッセージ使用承認の審査のために必要があるときは、私または
法人の納税状況について茨木市長が市税納付状況に関する資料で確認することに同
意します。

氏名（代表者名）

⑨

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

（自署の場合は押印不要）

様式第2号（第8関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長



茨木市ブランドメッセージ使用承認通知書

年 月 日付けで申請がありました茨木市ブランドメッセージの使用について、次のとおり承認します。

1 使用目的

2 使用物件

3 使用場所及び使用数量

4 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5 使用条件

様式第3号（第8関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長



茨木市ブランドメッセージ使用不承認通知書

年 月 日付けで申請がありました茨木市ブランドメッセージ
の使用については、次の理由により承認できません。

理 由

様式第4号（第9関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）
連絡先

茨木市ブランドメッセージ使用報告書

次のとおり使用状況を報告します。

1 使用者区分

- 営利使用者（ 年 月 日付け茨 第 号にて承認）
- 営利使用者以外

2 報告形態（いずれか1つで可）

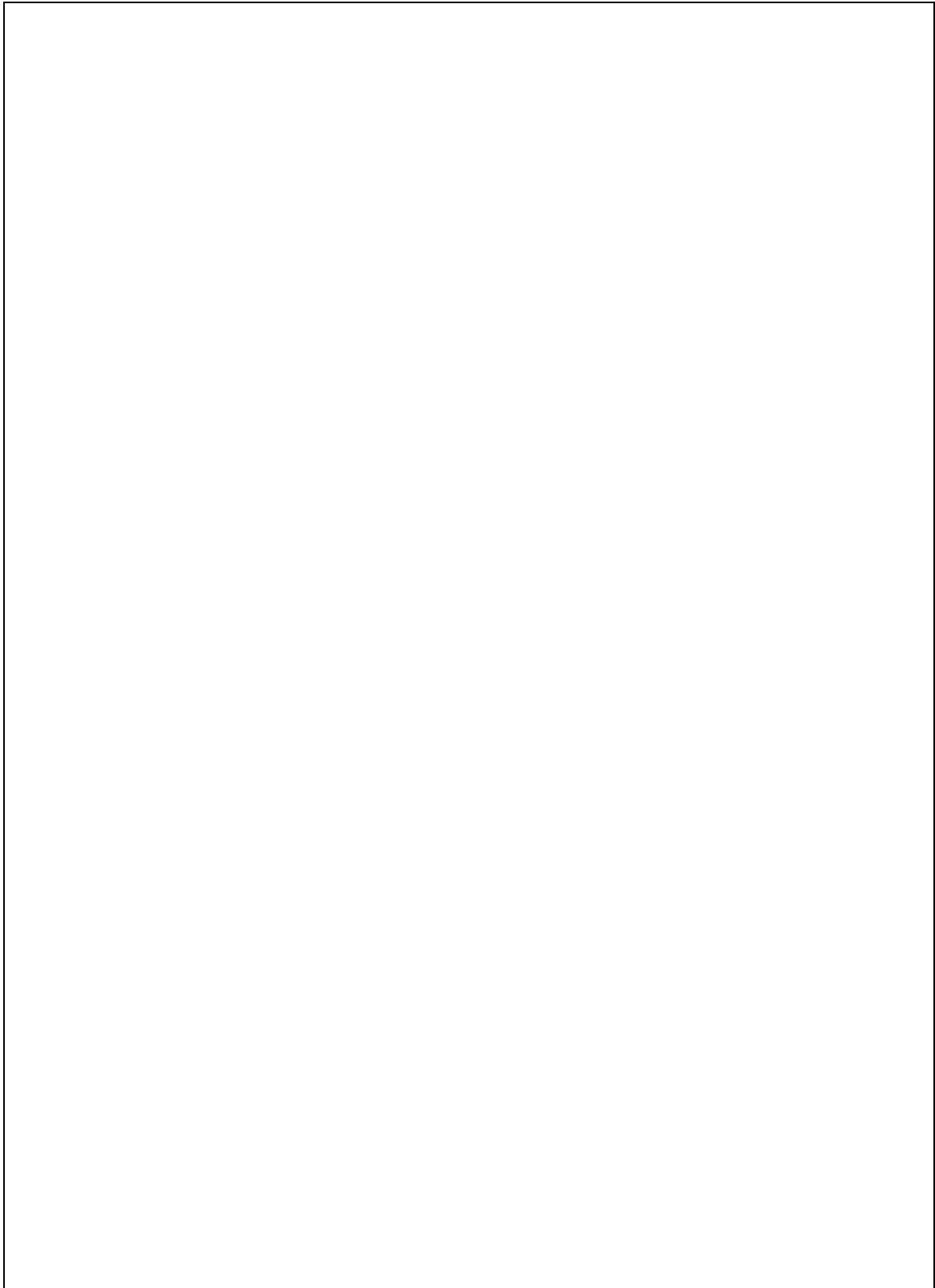
- 使用物件の写真の貼付 ※1、※2
- 印刷物の現物
- PDFファイル等データの送付（送付日 年 月 日）
- 該当URL（右欄に記載）（ ）
- その他（ ）

※1 ブランドメッセージの使用状況がわかる写真は、次ページに貼り付け、提出してください。貼付スペースが不足する場合は、適宜用紙を追加してください。

（A4サイズの内紙に写真を直接プリントしたものでも可）

※2 写真、印刷物等が不鮮明の場合、再提出が必要となることもありますので、ご注意ください。

(貼付枠)



様式第5号（第11関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

茨木市ブランドメッセージ使用変更承認申請書

年 月 日付け茨 第 号に係る使用内容について、次のとおり変更したいので申請します。

1 変更する事項

2 変更内容

変更前	変更後

3 変更理由

4 担当者名及び連絡先

様式第6号（第11関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長



茨木市ブランドメッセージ使用変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請がありました茨木市ブランドメッセージの使用については、次のとおり承認します。

1 変更する事項

2 変更内容

変更前	変更後

様式第7号（第11関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長



茨木市ブランドメッセージ使用変更不承認通知書

年 月 日付けで変更申請がありました茨木市ブランドメッセージの使用については、次の理由により承認できません。

理 由

様式第8号（第12関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

茨木市ブランドメッセージ使用中止届

年 月 日付け茨 第 号にて承認を受けました茨木市ブ
ランドメッセージの使用について、次のとおり中止しますので、届け出ます。

- 1 承認日
年 月 日付け茨 第 号
- 2 中止日
年 月 日
- 3 中止理由
- 4 担当者名及び連絡先

様式第9号（第13関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長



茨木市ブランドメッセージ使用承認取消通知書

年 月 日付けで茨 第 号にて承認した茨木市ブランドメッセージの使用については、次の理由により承認を取り消します。

理 由